

藤沢市子ども・子育て支援事業施設整備費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、待機児童対策及び各家庭の事情に対応した保育サービスの提供を目的として、藤沢市年度限定保育事業、藤沢市病児保育事業又は藤沢市幼稚園送迎ステーション事業を実施するための施設整備等を行う者に対し、予算の範囲内において、その整備及び事業実施に係る経費の一部に補助金を交付することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の交付の対象は、次に掲げる事業とする。

(1) 年度限定保育事業

藤沢市年度限定保育事業実施要綱に規定する年度限定保育事業

(2) 病児保育事業

藤沢市病児・病後児保育事業実施要綱に規定する病児保育事業

(3) 幼稚園送迎ステーション事業

藤沢市幼稚園送迎ステーション事業実施要綱に規定する幼稚園送迎ステーション事業

(整備方法)

第3条 この要綱において「施設整備」とは、次に掲げる方法による整備をいう。

(1) 自己所有型

第2条に規定する事業を実施しようとする者が建物を新築し又は所有する建物を改修する方法により整備を行うもの。ただし、病児保育事業に係る整備の区分及び内容は、次に掲げるとおりとする。

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を建設すること。
改築	既存施設の改築整備（一部の改築整備を含む。）をすること。
拡張	既存施設の延床面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕等	平成27年7月13日府子本第204号内閣府子ども・子育て本部統括官通知「子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取り扱いについて」（以下「通知」とい

	う。)の第4により整備すること
応急仮設施設整備	通知の第6により整備すること。

(2) 賃借改修型

既存建物又は土地所有者等が新築した建物を第2条に規定する事業を実施しようとする者が賃借し、内装等を改修する方法により整備を行うもの。

(補助対象者)

第4条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、第2条に規定する事業を実施するために施設整備を行うものであって、国又は県の要綱（以下「国・県要綱」という。）に定めるものとする。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 年度限定保育事業及び病児保育事業において補助金の交付対象となる経費は、第3条に規定する施設整備に係る費用であって、補助する額は国・県要綱に定める補助基準により算出し、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 幼稚園送迎ステーション事業において補助金の交付対象となる経費は、第3条に規定する施設整備に係る費用のほか、国・県要綱の規定により認められる次に掲げる費用についても対象とすることができる。補助する額は、国・県要綱に定める補助基準額を上限とし、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(1) 児童の送迎に用いるバスの購入費又は借上げ費

(2) 保育士等雇上費

(3) 運転手雇上費

(4) 事業費

3 国・県要綱の規定により認められる場合に限り、施設整備を複数年度にわたる事業とすることができる。この場合における各年度の補助金の交付額は、国・県要綱の定めに準じて算出した額とする。

4 賃借改修型により施設整備を行う場合は、改修等に係る費用及び改修等の期間中の賃借料を対象とする。ただし、賃借料は礼金、管理費及び共益費の額並びに消費税及び地方消費税に相当する額を含み、敷金は除く。

(補助金交付申請手続き)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、藤沢市子ども・子育て支援事業施設整備費補助金申請書（第1号様式）（以下、「補助金交付申請書」とい

う。)に次に定める書類を添えて事業着手までに市長に提出しなければならない。ただし、事業の着手前に申請することが困難と認められる場合は、別に定める事前着手届を提出の上、事業に着手することができる。この場合において、事業に着手する者は、市長が指定する日までに補助金交付申請書を提出しなければならない。

- (1) 事業計画書 (第2号様式)
- (2) 収支予算書 (第3号様式)
- (3) 事業費見積書
- (4) 建物賃貸借契約書の写し (賃借改修型による施設整備の場合に限る。)
- (5) 案内図
- (6) 平面図、立面図及び配置図
- (7) 工事工程表
- (8) 工事実施前の写真
- (9) 理事会議事録の写し等
- (10) 幼稚園送迎ステーション実施概要 (第16号様式) (幼稚園送迎ステーション事業実施の場合に限る。)
- (11) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定により補助金交付の申請があったときは、審査のうえ適当と認められる場合には、藤沢市子ども・子育て支援事業施設整備費補助金交付決定通知書 (第4号様式) により通知するものとする。

2 市長は、交付の決定にあたり条件を付することができるものとする。

(届出義務)

第8条 補助金の交付を受けて事業を行う者は、事業を行うための契約を締結するときにあつては、契約に関する書類を市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けて事業を行う者は、事業に着手するときは、藤沢市子ども・子育て支援事業施設整備着手届 (第5号様式) に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。なお、自己所有型の施設整備により病児保育事業を行う場合は、工事着工報告書 (第6号様式) を併せて提出しなければならない。

3 補助金の交付を受けて事業を行う者は、施設整備が完了したときは、藤沢市子ども・子育て支援事業施設整備完了届 (第7号様式) を、部分完了したときは、藤沢市子ども・子育て支援事業施設整備部分完了届 (第8号

様式) に工事進捗状況報告書 (第 9 号様式) を併せてそれぞれ必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(事業の計画変更)

第 9 条 第 7 条第 1 項の規定により補助金交付の決定通知を受けた者が当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに藤沢市子ども・子育て支援事業施設整備計画変更承認申請書 (第 10 号様式) に変更収支予算書 (第 11 号様式) のほか、必要書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査のうえ適当と認めるものについて、藤沢市子ども・子育て支援事業施設整備計画変更承認通知書 (第 12 号様式) により通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第 10 条 補助金の交付時期は、藤沢市子ども・子育て支援事業施設整備完了届に基づき、当該整備が申請どおり完了したことを確認した後とする。

2 補助金の交付は、複数年度にわたって施設整備を行う場合、初年度は藤沢市子ども・子育て支援事業施設整備部分完了届に基づき、部分完了したことを確認した後に第 5 条 2 項の規定により算出された額に基づき支払うものとする。ただし、国又は県が定める交付要綱の規定により市が交付を受ける額が施設整備の完了後に交付される場合は、この限りではない。

3 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める請求書を指定する日までに市長に提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第 11 条 補助金の交付を受けた者は、当該事業が完了したときは、藤沢市子ども・子育て支援事業施設整備実績報告書 (第 13 号様式) に次に定める書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書 (第 14 号様式)
- (2) 工事請負契約書の写し
- (3) 建物賃貸借契約書の写し (賃借改修型による施設整備の場合に限る。)
- (4) 検査済み証の写し
- (5) 面積表
- (6) 平面図、立面図及び配置図
- (7) 建物内外主要部の写真
- (8) 工事契約金額報告書

- (9) 事業費に係る領収書の写し
- (10) 事業実績概要書（第15号様式）（賃借改修型による施設整備の場合を除く。）
- (11) その他市長が必要と認める書類

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第12条 消費税及び地方消費税を補助対象とする場合にあっては、補助対象事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、国・県補助金交付要綱等に定める様式により、速やかに市長に対して報告しなければならない。

なお、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は支社及び支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

2 市長は、前項の報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、藤沢市子ども・子育て支援事業施設整備費補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

（検討）

2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の執行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。